

(案)

成案に示されている消費税率（国・地方）の引上げ分を5%とする場合の国と地方の配分については、社会保障四経費の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じて以下のとおりとする。

国分 3.46%

地方分 1.54%

〔	うち	地方消費税分	1.2%
		地方交付税分	0.34%